$\bigcirc$ 四半期財務諸表等の用語、 様式及び作成方法に関する規則 (平成十九年内閣府令第六十三号)

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

## (各資産の範囲

改

正

後

他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において 読み替えるものとする。 日 六条の規定は、流動資産、 一十九条 とあるのは「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二までの規定中「一年内 「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期財務諸表提出会社」と 第二十七条、 財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十 第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十 有形固定資産、 無形固定資産、投資その 第

## (各負債の範囲

第四十三条 日 債の範囲について準用する。 第五十一条から第五十一条の四までの規定は、 とあるのは、 と読み替えるものとする。 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで及び 第四十八条の二及び第四十八条の三の規定中「一年内」 「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の この場合において、 流動負債及び固定負 財務諸表等規則第

## (各資産の範囲)

改

正

前

二条、第二十七条、 中 旦と、 」とあるのは「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の 読み替えるものとする。 他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において 六条の規定は、流動資産、 一十九条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内 「財務諸表提出会社」とあるのは「四半期財務諸表提出会社」と 財務諸表等規則第二十二条第八号及び第二十七条第十二号 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十 第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十 有形固定資産、無形固定資産、投資その

## (各負債の範囲)

第四十三条 第五十一条から第五十一条の五までの規定は、 内の日」と読み替えるものとする。 内」とあるのは、 債の範囲について準用する。 十七条及び第四十八条の二から第四十八条の四までの規定中「一年 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の四まで及び 「四半期貸借対照表日の翌日から起算して一年以 この場合において財務諸表等規則第四 流動負債及び固定負